

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年七月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和二年六月十一日

指令川建セ第〇一〇一〇一号

二 検査済証番号

令和二年七月十七日

川建セ第〇二〇〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字後和田八百十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市水谷二丁目七番地二 大久保マンション一〇三

川口 裕之